

議案第 22 号

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3年 3月 3日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町企業立地促進条例（平成25年6月三宅町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項」に改める。

第2条第8号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項」に改める。

第2条第9号中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三宅町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

三宅町企業立地促進条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者で、雇用期間の定めのない従業員をいう。ただし、<u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項</u>に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(8) 準常用雇用者 雇用期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される従業員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者¹に雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。)であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、<u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項</u>に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(9) 短時間労働者 <u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項</u>に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者で、雇用期間の定めのない従業員をいう。ただし、<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条</u>に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(8) 準常用雇用者 雇用期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される従業員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者¹に雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。)であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、<u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条</u>に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(9) 短時間労働者 <u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条</u>に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>